

#	質問	回答
1	万が一共同シャーンに損傷を与えてしまった場合は誰の責任になり、どのような対応が必要か？	基本的に、使用期間中にトレーに生じた損害等については、原則としてトレーの使用者（港内シャトル依頼者側）が責任を負うものと考えております。
2	内陸での数日程度の留置を想定するために、共同シャーンの本数を増やすことは考えられるか？	本実証事業においては、依頼者シャーン及び共同シャーンを使用することを予定しております。共同シャーンの導入は、オフピークシャトル輸送の仕組みを検証することを目的としており、輸送者から提供を受けたシャーンを共同シャーンとみなして実施するもので台数の増加の予定はございません。
3	複数荷主・複数陸運事業者での応募の場合は、個別に応募することが必要か？	複数の荷主企業様および陸運事業者様が連携して参画される場合は、「コンソーシアム形式」として1つの申請にまとめてご提出いただくことを想定しております。一方、例えば、陸運事業者1社が複数の荷主とそれぞれ別グループとして応募することも可能です。
4	東京港デポへの実入りコンテナ搬入は、CYカット日の何営業日前までに完了していることが必要となるか？	事業の特性上、天候、交通事情その他やむを得ない事情により遅延が発生し、希望日に輸送を完了できない場合がございます。そのため、オフピークシャトル輸送の対象貨物はリードタイムに余裕がある貨物を選定いただくようお願いいたします。
5	どの事業者がコンテナ搬出入を行いますか。	港内シャトル輸送者は複数事業者になりますが、事前に輸送する事業者をお知らせします。
6	コンテナ受領・返却時において、EIRの扱いや、コンテナにダメージ等があった場合の連絡先はどのような想定でしょうか。	輸送手続きの詳細やトラブル発生時の対応等については、参画者決定後のオフピークシャトル輸送実証事業推進会議で取り決める予定です。
7	シャトル輸送中の貨物の保険について、港内シャトル事業者側で付保することは可能でしょうか。	港内シャトル事業者側で本実証事業のために特別に保険を付保する予定はございません。
8	「東京港デポで海上コンテナ現物とEIR書類の受渡が行われる」＝「該当船社との間で海上コンテナとEIRの受渡が行われる」という法的な解釈が成立しますでしょうか。	東京港デポは、あくまで中継輸送を行うための車両の引継ぎ場所であり、搬出入に必要な書類については、受け渡しBOX等を介して授受しますが、コンテナターミナルの扱いではないため船社との受け渡しの扱いとはなりません。
9	輸出CYカットに間に合わせるため、依頼者が共同シャーンで輸出コンテナをCYに搬入後、東京港デポに共同シャーンを返却するパターンは可能でしょうか。	今回の実証事業では搬出と搬入をセットでシャトル事業者に依頼することが原則ですが、仮にCYカットに間に合わないといった状況が生じた場合の対応については、港内シャトル事業者と参画者等と協議の上取り決める予定です。